

木津川市週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1 本要領は、木津川市が発注する建設工事において、週休2日制を試行するために必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2 建設業における労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

このため、働き方改革・労働環境改善の取組として、建設現場における「週休2日制工事」を試行することを目的とする。

(試行のタイプ)

第3 発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

(試行対象工事)

第4 原則、木津川市発注の全ての建設工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する建設工事は本要領の対象外とする。

- (1) 単価契約による通年維持工事
- (2) 緊急対応工事
- (3) 営繕工事
- (4) 災害復旧工事や供用関連工事等の社会的要請、地元要望等により早期の完成が望まれる工事
- (5) 出水期における河川区域内工事や他機関との協議等で作業時間の制約がある工事
- (6) その他、発注者が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(週休2日の考え方)

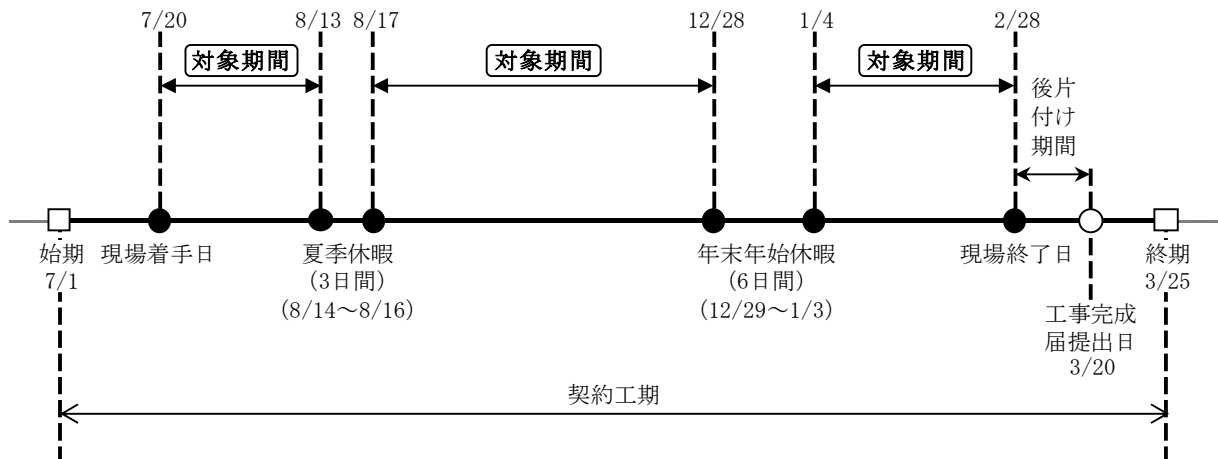
第5 工期内の施工に必要な期間^{*1}において、週休2日の現場閉所^{*2}を行ったと認められること。なお、週休2日の考え方は次のとおりとする。

- (1) 施工に必要な期間内で、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率は小数点第2位以下を切捨てるものとする。

$$\text{現場閉所率（％）} = \frac{\text{現場閉所を行った日数（日）}}{\text{施工に必要な期間の日数（日）}}$$

- ※1 施工に必要な期間：現場着手日から現場終了日までとする。後片付け期間^{※3}は除く。
- ・現場着手日：工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、資材搬入、運搬業務、現場事務所の設置等の準備作業を含む。
 - ・現場終了日：工事施工範囲で全ての作業が終了した日をいう。
- ※2 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ※3 後片付け期間：工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。
- (2) 当該現場における次の日数は施工に必要な期間から控除する。
- ア 夏季休暇（3日間）及び年末年始休暇（6日間）
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事事務による不稼働日数
 - エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - オ 工事の全面中止日数
 - カ その他、発注者があらかじめ対象外としている期間の日数
- (3) 当該現場における次の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。
- ア 雨天や降雪時等による現場閉所
 - イ 災害応急対応等
 - ウ 異常気象時等における安全パトロール
 - エ 現場見学会等
- (4) 週休2日の休日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条の規定を遵守していること。

《事例》 契約工期が7月1日から翌年3月25日までの場合



(試行方法)

第6 試行方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で、週休2日制の対象工事であることを特記仕様書等に明記する。
- (2) 受注者は契約締結後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載して、監督職員と協議すること。
- (3) 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員と協議すること。なお、天候不良等のやむを得ない事情により急きょ現場閉所した場合は、この限りではないが、現場閉所後、速やかに監督職員に連絡すること。
- (4) 受注者は、監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、これを現場閉所日数に含めることができない。
- (5) 受注者は、週休2日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

第7 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降速やかに、現場閉所日数が確認できる資料(任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。)を、工事打合簿に添付して監督職員に提出すること。なお、工事打合簿には現場閉所率を記載すること。

(2) 発注者は、提出された資料により現場閉所の実施状況、日数の割合等を確認すること。

(補正係数)

第8 現場閉所の状況に応じた補正係数は別表のとおりとする。

(補正方法)

第9 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

(1) 設計図書で、週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」であることを明記したうえで、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

(2) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、工事請負契約書第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更するものとする。

(工事成績評定)

第10 発注者は、週休2日(8日/28日以上)の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定における「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

なお、週休2日(8日/28日以上)の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

(その他)

第11 工期の延長等は「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき適切に設計変更を行うこととする。ただし、受注者の責に帰することができない事由による場合を除き、週休2日制工事の実施による工期の延長は認めない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

	4週8休以上 現場閉所率： 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未滿 現場閉所率： 25%(7日/28日)以上 28.5%未滿	4週6休以上 4週7休未滿 現場閉所率： 21.4%(6日/28日)以上 25%未滿
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03